

お 知 ら せ

平成27（2015）年6月30日
宇部市上下水道局 総務課管財係

入札・契約制度の見直しについて

このことについて、下記のとおり要領の制定を行いますのでお知らせします。

記

積算疑義申立て手続に関する取扱要領の制定について

(1) 目的

入札参加者が、建設工事の設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立てを行うことができる手続きを定め、入札の透明性・公平性を確保するもの。

(2) 内容

ア 申立て期間

- ・入札の執行が午前の場合
当該入札日の午後1時から、入札日から起算して3日目の午後4時まで（土日祝日を除く。）
- ・入札の執行が午後の場合
当該入札日の翌日午前9時から、入札日の翌日から起算して3日目の午前12時まで（土日祝日を除く。）

イ 申立て方法

入札参加者が、工事担当課に金額入り設計書閲覧請求書を提出し、設計書を閲覧した上で積算疑義申立て書を提出。

※閲覧する設計書は、レベル3までの内訳表（従来の公表用設計書）とする。

ウ 積算疑義の申立てがなかったとき

申立て期間終了後速やかに落札候補者に落札決定を通知し、落札結果をホームページ等に公表する。

エ 積算疑義の申立てがあったとき

速やかに積算内容を確認し、申立者に回答を行う。落札候補者に変更が生じる等、適正な契約とならないと認められるときは、入札契約事務を中止する。

(3) 関係要領

建設工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要領の制定。

(4) 施行

平成27年7月1日以降公告、公募又は指名通知するものから施行する。